

## 【臨時レポート】ブラジルの金融取引税 (IOF 税) の一時停止について

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

12月1日、ブラジル政府は非居住者による株式購入時に課税する金融取引税 (IOF税) を一時的に停止することを発表しました。ブラジル国債に関する金融取引税は従来どおりの6%に据え置かれています。

### 【ブラジルの金融取引税一時停止の背景に関して】

2009年10月に行き過ぎたレアル高を抑制する目的で、海外からの証券投資を抑制するために、非居住者の証券投資 (株式及び債券投資) に2%の金融取引税を導入しました。しかしながら、導入後も依然としてレアル高が進行していたため、再度、2010年10月にブラジル政府は非居住者の債券投資に関わる金融取引税を従来の2%から6%に引き上げました。

今回の金融取引税の一時停止は、欧州信用不安などの影響で国内景気の減速が懸念される中、ブラジル経済を下支えする措置の一環として実施されることになりました。

### 【今後の見通しについて】

金融取引税の一時停止の発表は市場で好感され、ボベスパ指数は、前日比2.2%上昇、ブラジルレアル (対日本円) は、前日比1.4%上昇となりました。世界的に景気が鈍化する中、新興国市場資産への需要が低下していますが、ブラジルでは2011年8月以降の3回の政策金利引き下げを実施、今回の金融取引税の一時停止措置など、景気減速や通貨への対応が速やかに行われております。また中長期的にも、相対的に健全なファンダメンタルズを反映し、堅調な経済成長が見込まれます。

### 【ご参考】

ブラジル株式市場推移 (ボベスパ指数)  
(2009年10月末～2011年12月1日)



●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社 が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

為替の推移(リアル/円)  
(2009年10月末～2011年12月1日)



出所:ブルームバーグのデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

### <投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### <投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

### <投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

#### ● 投資信託委託会社

#### BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。